



福島県医発第2970号（地）

平成24年 3月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

（公 印 省 略）

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための
指針の公布について

平成24年度より実施される介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成23年10月18日付け福島県医発第1669号（地）「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的事項について」において、その基本的な考え方やサービス内容等について、平成23年11月26日付け福島県医発第1996号（地）「介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A」において、その疑義解釈についてそれぞれご連絡申し上げているところでありますが、今般、厚生労働省より「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成24年厚生労働省告示第86号）」が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、介護予防・日常生活総合支援事業は、市町村ごとに地域の実情に応じて柔軟に実施される事業ですが、当該指針では、基本的事項で示された事業の実施に向けた内容についてより具体的に示されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

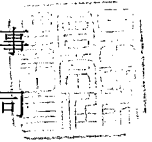
(介 103)

平成 24 年 3 月 15 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針の公布について

平成 24 年度より実施される介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成 23 年 10 月 4 日付（介 64）「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的事項について」において、その基本的な考え方やサービス内容等について、平成 23 年 11 月 15 日付（介 80）「介護予防・日常生活支援総合事業に関する Q & A」において、その疑義解釈についてそれぞれご連絡申し上げているところでありますが、今般、厚生労働省より「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成 24 年厚生労働省告示第 86 号）」が発出されました。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村ごとに地域の実情に応じて柔軟に実施される事業ですが、当該指針では、基本的事項で示された事業の実施に向けた内容についてより具体的に示されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、ご協力方宜しくご高配のほどお願い申し上げます。

記

（添付資料）

・介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針の公布について

（老発 0313 第 3 号 平 24. 3. 13 厚生労働省老健局長通知）

以上



老 発 0313 第 3 号
平成 24 年 3 月 13 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針の公布について

「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成24年厚生労働省告示第86号）」が本日公布されたところである。

本告示の制定の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 制定の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）の施行による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 6 項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針の制定を行うもの。

第二 制定内容

第 1 総合事業の実施に関する総則的な事項

一 目的

総合事業は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う介護保険の第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者を対象として、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として実施すること。

二 事業の構成

総合事業は、要支援者及び二次予防事業対象者（第一号被保険者のうち要介護者又は要支援者以外の者であって、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められるものをいう。以下同じ。）に係る事業並びに一次予防に係る事業により構

成すること。

三 実施主体、事業の実施等

- 1 総合事業は、市町村が実施主体となり、関係行政機関、関係団体、民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進すること。
- 2 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうちケアマネジメントに係る事業については、市町村又は地域包括支援センターで実施すること。
- 3 総合事業（ケアマネジメントに係る事業を除く。）の実施に当たっては、市町村においては、サービスの提供等の具体的な事業の実施を、指定介護予防サービス事業者、介護保険の指定を受けていない事業者その他の民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効果的かつ効率的な事業運営に努める必要があること。
- 4 委託を受けた者に対して支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定すること。

四 事業の評価

総合事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に総合事業の実施状況等に関する評価を実施することとし、事業評価においては、事業の成果に係る評価を行うとともに、投入された資源量や事業量に係る評価及び事業の実施の過程に係る評価を行うこと。

五 他の計画等との関係

総合事業は、市町村介護保険事業計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人福祉計画等との整合を十分に図るものこと。

六 利用料

- 1 市町村及び総合事業の実施について市町村から委託を受けた者は、総合事業の利用者に対し、二次予防事業対象者の把握に係る事業を除き、利用料を請求することができること。
- 2 利用料の額等の利用料に関する事項は、地域の実情に応じて、市町村において決定すること。なお、利用料の額の設定に当たっては、予防給付との均衡等を勘案しながら、適切に設定すること。

第2 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業

一 基本的な考え方

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、きめ細やかに実施すること。

二 事業の構成

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業、ケアマネジメントに係る事業、二次予防事業対象者の把握に係る事業及び事業評価に係る事業により構成すること。

三 事業の対象者

- 1 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業及びケアマネジメントに係る事業の対象者は、要支援者及び二次予防事業対象者とする。

なお、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者は、介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者である要支援者及び二次予防事業対象者に限ること。ただし、要支援者又は二次予防事業対象者が自らケアプランを作成し、市町村又は地域包括支援センターが適当と認めた場合は、介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者でなくとも、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となること。

- 2 予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、当該要支援者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定すること。
- 3 二次予防事業対象者の把握に係る事業は、市町村の第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）を対象に実施すること。

四 各事業の内容

1 予防サービスに係る事業

予防サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、訪問型予防サービス、通所型予防サービス等のうち市町村が定めるサービスを行う事業とする。

要支援者に対しては、訪問型予防サービス及び通所型予防サービスだけでなく、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護以外の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるサービスを行うことができること。

二次予防事業対象者に対しては、自立支援の効果を高める観点から、通所型予防サービスによって対応することを基本とすること。一方、要介護状態等から改善した二次予防事業対象者であって、特に必要があると認められる者に対しては、訪問型予防サービスを実施するとともに、うつ、認知症、閉じこもり等により通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対しては、保健師等が居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談や指導を実施すること。

2 生活支援サービスに係る事業

生活支援サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものを実施する事業とする。

(ア) 栄養の改善を目的として、配食を行う事業

(イ) 要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

(ウ) その他地域の実情に応じつつ、予防サービスに係る事業と一体的に行われることにより、介護予防及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

なお、(ウ)の事業において提供するサービスは、地域の実情に応じて、市町村において独自に定めるものであり、複数のサービスを実施することが可能であること。

3 ケアマネジメントに係る事業

ケアマネジメントに係る事業は、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。この3において同じ。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とすること。

このため、ケアマネジメントに係る事業の実施に当たっては、要支援者又は二次予防事業対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえたケアプランが作成され、当該ケアプランに基づいた事業の実施が必要であるとともに、事業実施後には、要支援者又は二次予防事業対象者の状況等の再評価が必要であること。なお、二次予防事業対象者については、ケアプランの作成の必要がない場合には、事業の実施前及び実施後に、事業実施担当者と情報を共有することにより、ケアプランの作成に代えることができること。

また、ケアマネジメントに当たっては、利用者自身による取組、地域住民等による支援等を積極的に位置づけるよう努めること。

4 二次予防事業対象者の把握に係る事業

二次予防事業対象者の把握に係る事業については、市町村が、二次予防事業対象者を把握する事業とすること。

二次予防事業対象者の把握に係る事業の実施に当たって、市町村は、全ての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握、要介護認定等に係る事業を実施する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めること。

5 事業評価に係る事業

事業評価に係る事業は、第1の四に基づき、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の実施状況等に関する評価を実施する事業とすること。

第3 一次予防に係る事業

一 基本的な考え方

一次予防に係る事業は、介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とすること。

二 事業の対象者

一次予防に係る事業の対象者は、地域における全ての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

一次予防に係る事業は、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待されること。

なお、市町村においては、それぞれの地域で介護予防及び日常生活支援に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業との有機的な連携に努めることが必要であること。

- 1 介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するためのパンフレットの作成及び配布、講演会の開催等
- 2 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
- 3 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防・日常生活支援総合事業の実施の記録等を管理するための手帳等の配布
- 4 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

第三 適用日

平成24年4月1日

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針

介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、多様な人材や社会資源の活用等を図りながら、介護予防及び日常生活支援のための事業を総合的に行うことができる事業である。

介護予防は、被保険者（第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及び要支援者である第二号被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）の要介護状態等（要介護状態又は要支援状態をいう。以下同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであり、単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、個々の被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行うものである。また、日常生活支援も、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであり、介護予防と一体的に実施することにより、効果が発揮されるものである。介護予防・日常生活支援総合事業は、これらの特性を持つ介護予防のためのサービスと日常生活支援のためのサービスを総合的に提供することにより、被保険者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。

また、介護予防は、一次予防（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、早期に対応することを行う。以下同じ。）及び三次予防（要介護状態等にある者の要介護状態等の改善や重度化の予防を行うことをいう。以下同じ。）とに大別される。

介護予防・日常生活支援総合事業は、このうちの一次予防、二次予防及び要支援者に対する三次予防を総合的に実施するものであるが、その実施に当たっては、予防給付（法第十八条第二号に規

○厚生労働省告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の四十五第六項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用することとしたので、同項の規定により公表する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

定する予防給付をいう。以下同じ。）や介護給付（同条第一号に規定する介護給付をいう。）が担っている三次予防との有機的な連携を図り、活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から要介護状態等にある者に対する介護予防まで、継続的かつ総合的な事業展開を図るものとする。

介護予防を推進するためには、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めるという視点が重要であり、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、被保険者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要である。また、介護予防及び日常生活支援のための施策の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。このため、介護予防・日常生活支援総合事業の実施主体は、介護保険事業において実施される事業その他の高齢者保健福祉施策や地域における自主的な活動等と介護予防・日常生活支援総合事業とを一体的かつ総合的に企画し、実施するものとする。

この指針は、市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するための基本的な事項を示すものである。

第一 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する総則的な事項

一 目的

介護予防・日常生活支援総合事業は、当該市町村が行う介護保険の第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者を対象として、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として実施するものとする。事業の実施に当たっては、心身の状態の改善を図るとともに、生活機能全体の維持又は向上を通じて、個々の対象者が、その居宅において、活動的に生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施される必要がある。

二 事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者及び二次予防事業対象者（第一号被保険者のうち要介護者又は要支援者以外の者であって、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められるものをいう。以下同

じ。）に係る事業並びに当該市町村の全ての第一号被保険者を対象とした一次予防に係る事業により構成するものとする。

両事業の対象、実施方法等は異なるが、心身の状況等の改善によって、要支援者又は二次予防事業対象者とならなくなった高齢者が、一次予防に係る事業において、引き続き介護予防に向けた取組に参加することができるようになるなど、両事業が連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に密に連携を図る必要がある。

三 実施主体、事業の実施等

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、指定介護予防サビ事業（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サビ事業をいう。以下同じ。）、法に規定する指定を受けていない介護関係事業者その他の民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうちケアマネジメントに係る事業については、市町村又は地域包括支援センター（法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）において実施するものとする。

介護予防・日常生活支援総合事業（ケアマネジメントに係る事業を除く。）の実施に当たっては、市町村においては、サビ事業の提供等の具体的な事業の実施を、指定介護予防サビ事業事業者、法に規定する指定を受けていない介護関係事業者その他の民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効果的かつ効率的な事業運営に努める必要がある。

委託を受けた者に対して支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。

四 事業の評価

介護予防・日常生活支援総合事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等に関する評価（以下「事業評価」という。）を実施するものとする。事業評価に

おいては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、要介護状態等への移行をどの程度防止できたか等の事業の成果に係る評価を行うとともに、投入された資源量や事業量に係る評価及び事業が効果的かつ効率的に実施されたか等の事業の実施の過程に係る評価を行うものとする。

また、事業評価は、単に心身の状況等の改善のみならず、対象者の生活の質や対象者の主観的な健康感など、様々な視点から総合的に行うものとする。

事業評価を適切に行うため、市町村においては、個人情報保護の留意しつつ、介護予防・日常生活支援総合事業の参加者数等の事業に関するデータ、個人の健康に関するデータなど、事業全体の経年的な評価を行う観点から必要と考えられるデータを体系的に把握しておくこととする。

また、市町村は、事業評価の結果について、積極的に地域住民に対して情報公開し、地域住民の介護予防・日常生活支援総合事業に対する理解を深めることに努めるとともに、地域住民からの意見も踏まえ、適宜、事業の内容を見直すなど、真に地域に密着した事業の展開を図られるよう不断の取組を図るものとする。

五 他の計画等との関係

各年度における介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込みについては、法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）において定めることとされ、各年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用及び介護予防・日常生活支援総合事業の見込量の確保のための方策については、市町村介護保険事業計画において定めるよう努めることとされている。介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村介護保険事業計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八及び第二十条の九の規定による老人福祉計画、医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三十条の四の規定による医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条の規定による健康増進計画等との整合を十分に図るものとする。

六 利用料

市町村及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施について市町村から委託を受けた者は、介護予防・日常生活支援総合事業（二次予防事業対象者の把握に係る事業を除く。）の利用者に対し、利用料を請求することができる。

利用料の額等利用料に関する事項は、地域の実情に応じ、市町村において決定する。なお、利用料の額の設定に当たっては、予防給付との均衡等を勘案しながら、適切に設定することとする。

第二 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業

一 基本的な考え方

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じ、その選択に基づき、きめ細やかに実施されるものとする。

このため、個別の対象者に対するサビ事業の実施に当たっては、対象者ごとの状況等に関する課題分析等を行うこととともに、事業実施後は、対象者の状況等の再評価を行うことが必要である。

二 事業の構成

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、予防サビ事業に係る事業、生活支援サビ事業に係る事業、ケアマネジメントに係る事業、二次予防事業対象者の把握に係る事業及び事業評価に係る事業により構成する。

三 事業の対象者

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、予防サビ事業に係る事業、生活支援サビ事業に係る事業及びケアマネジメントに係る事業の対象者は、要支援者及び二次予防事業対象者とする。

このうち、予防サビ事業に係る事業及び生活支援サビ事業に係る事業の対象者は、指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）若しくは特例介護予防サビ事業計画に係る介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者（以下「介護予防支援・ケアマネジメントに係る事業の対象者」という。）である要

四

支援者及び二次予防事業対象者に限るものとする。ただし、要支援者又は二次予防事業対象者が自らケアプランを作成し、市町村又は地域包括支援センターが適当と認めた場合は、介護予防支援・ケアマネジメントに係る事業の対象者でなくとも、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となることができるものとする。

さらに、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、当該要支援者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

また、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、二次予防事業対象者の把握に係る事業の対象者は、市町村が行う介護保険の第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く）とする。

各事業の内容

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の各事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 予防サービスに係る事業

予防サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、訪問型予防サービス（要支援者又は二次予防事業対象者の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。以下同じ。）、通所型予防サービス（介護予防を目的として、適切な施設又は事業所において、介護等（入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の支援をいう。）及び機能訓練を行うことをいう。以下同じ。）等のうち市町村が定めるサービスを行う事業とする。

要支援者に対しては、訪問型予防サービス及び通所型予防サービス以外の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるサービスを行うことができる。なお、予防給付を受けている要支援者が、当該予防給付の支給対象となつた介護予防サービス又は地域密着型介護予

防サービス（以下「支給対象サービス」という。）とは異なる種類のサービスを予防サービスに係る事業において利用することは可能であるが、支給対象サービスと同じ種類のサービスを予防サービスに係る事業において利用することはできない。

二次予防事業対象者に対しては、自立支援の効果高める観点から、可能な限り通所型予防サービスを行うことにより対応することを基本とする。一方、要介護状態等から改善した二次予防事業対象者があつて特に必要があると思われる者に対しては、訪問型予防サービスを実施するとともに、うつ、法第五条の二に規定する認知症、閉じこもり等のおそれがある又は既にこうした状況にあるなどにより、通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対しては、保健師等が居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談や指導を実施するものとする。

(2)

通所型予防サービスは、要支援者又は二次予防事業対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係るサービスなど、介護予防の観点から効果が認められると市町村が判断するサービスを提供するものとする。

生活支援サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものを実施する事業とする。

① 栄養の改善を目的として、配食を行う事業

② 要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

③ その他地域の実情に応じつつ、予防サービスに係る事業と一体的に行われることにより、介護予防及び日常生活支援に資する事業

なお、③に掲げる事業において提供するサービスは、地域の実情に応じて、市町村において独自に定めるものであり、複数のサービスを実施することが可能である。

(3) ケアマネジメントに係る事業

ケアマネジメントに係る事業は、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。以下この(3)において同じ。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じた適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。

このため、ケアマネジメントに係る事業の実施に当たっては、要支援者又は二次予防事業対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえたケアプランが作成され、当該ケアプランに基づいた事業の実施がなされること、また、事業実施後には、要支援者又は二次予防事業対象者の状況等の再評価が行われることが必要である。なお、二次予防事業対象者については、ケアプランの作成の必要がない場合には、事業の実施前及び実施後に事業実施担当者（市町村又は地域包括支援センター）と情報共有することにより、ケアプランの作成に代えることができる。

また、ケアマネジメントに当たっては、利用者自身による取組、地域住民等による支援等を積極的に位置付けるよう努めることとする。

(4) 二次予防事業対象者の把握に係る事業

二次予防事業対象者の把握に係る事業は、市町村が二次予防事業対象者を把握する事業とする。二次予防事業対象者の把握に係る事業の実施に当たっては、市町村は、全ての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握、当該市町村において要介護認定に係る事業を実施する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めるものとする。

(5) 事業評価に係る事業

事業評価に係る事業は、第一の四に基づき、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の実施状況等に関する評価を実施する事業とする。

第三 基本的な考え方

一次予防に係る事業は、介護予防のための個人々の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

二 事業の対象者

一次予防に係る事業の対象者は、地域における全ての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

一次予防に係る事業は、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。この場合において、市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防及び日常生活支援に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防・日常生活支援総合事業に関する理解を深め、二次予防事業対象者の早期把握の促進等を図ることや、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を要支援者及び二次予防事業対象者とならなくなった者の支援のために積極的に活用するなど、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業との有機的な連携に努めることが必要である。

(1) 介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するためのパンフレットの作成及び配布、講演会の開催等

(2) 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修

(3) 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防・日常生活支援総合事業の実施の記録等を管理するための手帳等の配布

(4) 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援